

広島市告示（安佐南区）第 15 号

令和 8年 3月 3日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を
次のように廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

- 1 廃止番号 第 20 号
- 2 廃止年月日 令和 8年 3月 3日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内三丁目の543番2、543番4の一部、543番5、
543番6及び543番7の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル
延長 47.50メートル